

定 款

株式会社学研ホールディングス

沿革	昭和22年	3月15日	作成	昭和54年11月27日	改正
	昭和23年	5月15日	改正	昭和55年11月27日	改正
	昭和23年	7月1日	改正	昭和56年11月26日	改正
	昭和23年	7月22日	改正	昭和57年7月27日	改正
	昭和25年	1月30日	改正	昭和57年11月26日	改正
	昭和26年	1月29日	改正	昭和58年11月29日	改正
	昭和26年	5月30日	改正	平成元年11月29日	改正
	昭和26年	12月20日	改正	平成2年6月28日	改正
	昭和33年	3月25日	改正	平成3年6月27日	改正
	昭和33年	6月13日	改正	平成6年6月29日	改正
	昭和34年	2月25日	改正	平成10年6月26日	改正
	昭和36年	7月15日	改正	平成11年6月29日	改正
	昭和36年	8月3日	改正	平成14年6月27日	改正
	昭和37年	9月5日	改正	平成15年6月27日	改正
	昭和38年	5月30日	改正	平成16年6月29日	改正
	昭和38年	10月3日	改正	平成17年6月29日	改正
	昭和38年	10月25日	改正	平成18年6月29日	改正
	昭和39年	9月1日	改正	平成20年6月26日	改正
	昭和40年	3月11日	改正	平成21年6月25日	改正
	昭和40年	5月28日	改正	平成22年12月22日	改正
	昭和42年	5月1日	改正	平成29年4月1日	改正
	昭和47年	10月26日	改正	令和元年12月20日	改正
	昭和48年	2月8日	改正	令和2年4月1日	改正
	昭和48年	3月26日	改正	令和4年12月23日	改正
	昭和48年	10月29日	改正		
	昭和50年	10月28日	改正		
	昭和51年	5月17日	改正		
	昭和51年	10月29日	改正		
	昭和52年	3月1日	改正		
	昭和52年	11月28日	改正		
	昭和53年	11月28日	改正		
	昭和54年	6月19日	改正		

第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社学研ホールディングスと称し、英文では GAKKEN HOLDINGS CO., LTD. と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、以下の事業を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国会社の株式又は持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配又は管理することを目的とする。

- (1) 出版業
- (2) 電子出版物及びデジタルコンテンツの企画、開発、制作及び販売
- (3) 映像・音声・文字等に関するソフトウェアの企画、開発、製作及び販売
- (4) 教材、教具、学用品、教育機器の企画、開発、製作及び販売
- (5) 玩具、娯楽用具、楽器、文具、紙製品の企画、開発、製作及び販売
- (6) 家具、室内装飾品、卓上装飾品、装身具、衣料品、手芸品、日用雑貨、食品の企画、開発、製作及び販売
- (7) 運動具、健康増進機器、スポーツ・レジャー用品並びに各種娯楽遊戯装置の企画、開発、製作及び販売
- (8) 光学機器、音響機器、事務機器、理化学機器、計量器、家庭用電気機器の企画、開発、製作及び販売
- (9) 情報通信機械器具、電子精密機器、コンピューター及びその端末機器並びにこれらに関する各種システム及びソフトウェアの企画、開発、製作及び販売
- (10) 医薬品、医薬用外毒物劇物、医薬部外品、化粧品、医療用具並びにこれらの原料の企画、開発、製造及び販売
- (11) 教育、学習支援業
- (12) 教育、芸術、スポーツその他の文化事業、催事その他各種興行の企画、制作及び実施
- (13) 都市計画、地方計画、環境計画等に関する調査、企画、立案、設計、監理及び助言並びにこれらの請負及び受託
- (14) 建築及び建設に関する業務
- (15) 動植物の飼育栽培並びにその生産物の加工及び販売
- (16) 土地の造成並びに不動産の売買、賃借、管理及び仲介
- (17) 自動車運送取扱事業、旅行業及び旅行代理店業
- (18) 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
- (19) 職業の紹介、斡旋の事業

- (20) 清掃、警備その他の建物サービス業
- (21) 各種マーケティング及びコンサルティング
- (22) 教育施設、保育所及び託児所の経営、運営、設計及び設立企画
- (23) 労働者派遣業
- (24) 福祉サービス第三者評価事業及び当該実施機関を紹介する業務
- (25) ゴルフ場予約代行業務並びにゴルフ会員権の募集及び売買
- (26) 広告宣伝業
- (27) 社会保険、社会福祉、介護及び健康増進に関する事業
- (28) 著作権、特許権、意匠権、商標権その他の知的財産権の取得及びその管理・運用並びに編集製作、翻訳に関する業務
- (29) アーティスト、タレントの養成及び斡旋
- (30) 公衆浴場業
- (31) 医療に関する業務
- (32) 倉庫業、貨物自動車運送事業、貨物運送取扱事業
- (33) 物流に関する業務
- (34) 通信販売業
- (35) 各種情報提供・情報収集・情報処理・情報通信に関するサービス業
- (36) コンピューター及びその周辺機器・関連機器並びにソフトウェアに関する業務
- (37) 古物売買業
- (38) 物品賃貸業
- (39) 飲食業及び医療・スポーツ・宿泊・売店等の施設の運営・管理
- (40) 電話、ビル及び車両の管理・運用業務
- (41) 経理、人事、総務、情報システム及びそれらの周辺関連業務の受託
- (42) 前各号に掲げる事業に係る物品の輸出入
- (43) 前各号に関連する役務の提供
- (44) 前各号に附帯し又は関連する一切の事業

2 当会社は、前項各号の事業及び前項各号の事業に附帯し又は関連する一切の事業を営むことができる。

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都品川区に置く。

(機 関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
 - (2) 監査役
 - (3) 監査役会
 - (4) 会計監査人
- (公告の方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

(株式会社の支配に関する基本方針を実現するための取組み)

第6条 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとしての大規模買付ルールの導入、継続、改正又は廃止については、株主総会の決議によって行う。但し、軽微な変更及び廃止については取締役会の決議によつても行うことができる。

2 大規模買付ルールに基づく対抗措置の選択及び発動は、大規模買付ルールに従い、株主総会、取締役会又は株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により行うことができる。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第7条 当会社の発行可能株式総数は、159,665,600 株とする。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わ

ない。

(株式取扱規則)

第 11 条 当会社の株式に関する取扱及び手数料は、法令又は定款のほか、取締役会の定める株式取扱規則による。

第 3 章 株主総会

(招 集)

第 12 条 当会社の定時株主総会は、基準日の翌日より 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に隨時招集する。

(基準日)

第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。

(招集権者及び議長)

第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長が招集し、その議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(開催場所)

第 15 条 株主総会は、東京都区内で開催する。

(電子提供措置等)

第 16 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議及び他の法令において同条の決議方法が準用される決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 18 条 株主が代理人によって議決権を行使しようとするときは、その代理人は当会社の議

決権を有する株主 1 名でなければならない。

- 2 前項の場合、株主又は代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。
(議事規則)

第 19 条 取締役会は、株主総会における議事の方法を定め、株主総会の議事の円滑な運営を図ることを目的として、株主総會議事規則を制定することができる。

第 4 章 取締役及び取締役会

(員 数)

第 20 条 当会社の取締役は、15 名以内とする。

(選任の方法)

第 21 条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(任 期)

第 22 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 23 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役副会長及び取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

(招集者及び議長)

第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(招集通知)

第 25 条 取締役会の招集通知は、会日から 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。

(決議の方法)

第 26 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行う。

2 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

第27条 取締役会に関する事項については、法令又は定款に別段の定めがあるもののほか、取締役会の定める取締役会規則による。

(報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(社外取締役との責任限定契約)

第29条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、同法第423条第1項に基づく賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。(相談役)

第30条 当会社は、取締役会の決議によって相談役若干名を置くことができる。

2 相談役は、当会社の業務に関し、社長の諮問に応ずるものとする。

第5章 監査役及び監査役会

(員 数)

第31条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(選任の方法)

第32条 監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠のために選任された監査役の任期は、前項の定めにかかわらず、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(招集通知)

第34条 監査役会の招集通知は、会日から3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。

(決議の方法)

第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(常勤監査役)

第 36 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会規則)

第 37 条 監査役会に関する事項については、法令又は定款に別段の定めがあるもののほか、監査役会の定める監査役会規則による。

(報酬等)

第 38 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(社外監査役との責任限定契約)

第 39 条 当会社は、会社法第 427 条第1項の規定により、社外監査役との間で、同法第 423 条第1項に基づく賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 40 条 当会社の事業年度は、毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 41 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 42 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。

2 当会社の中間配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

3 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(除斥期間)

第 43 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。